

令和8年度山梨県公立小中学校における1人1台端末の
導入業務企画提案実施要領

令和8年3月

山梨県G I G Aスクール構想推進協議会

目次

1	趣旨	1
2	企画提案の概要	1
3	企画提案書作成要領等の交付	2
4	企画提案参加資格	2
5	企画提案参加資格の確認	3
6	企画提案参加資格確認結果の通知	3
7	質問及び回答	3
8	企画提案書の作成及び提出	4
9	審査及び優先交渉者の決定に関する事項	4
10	覚書の締結	5
11	企画提案の無効	5
12	その他	6

(実施要領添付書類)

様式第1号	企画提案資格確認申請書
様式第2号	会社概要等整理表
様式第3号	役員名簿
様式第4号	誓約書
様式第5号	業務実績報告書
様式第6号	質問票
様式第7号	企画提案提出票
様式第8号	企画提案不参加表明書
様式第9号	端末スペック表
様式第10号	実施体制証明書
様式第11号	企画提案評価項目記載点検表
様式第12号	参考見積書
別紙	企画提案審査基準

1 趣旨

全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2～3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想の推進が行われてきた。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。

一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなどしていることから、GIGAスクール構想第2期を念頭に、今後5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機の整備も併せて進める。

本企画提案は、山梨県教育委員会及び県内全市町村（組合）教育委員会が参加する「山梨県GIGAスクール推進協議会（事務局 山梨県教育委員会義務教育課）」において山梨県公立小中学校における1人1台端末の導入業務の共同調達に係る契約相手候補者の選定を行うものであり、山梨県が県内全市町村（組合）の代理で公告を行うものではない。

なお、共同調達に係る契約手続きは、当該公告に参加し、1人1台端末を導入する市町村（組合）（以下、「市町村」という。）が実務を行うこととし、本企画提案では1人1台端末の端末種ごとの契約相手候補とする最優秀提案者を選定する。

2 企画提案の概要

（1）業務名

令和8年度山梨県公立小中学校における1人1台端末の導入業務

（2）業務内容

- ・ 1人1台端末（指定又は提案されたアプリケーション等を含む）の納入
 - ※端末種：Chromebook 端末
- ・ 周辺機器の納入
- ・ 初期設定等の付帯作業

それぞれの詳細については別添「令和8年度山梨県公立小中学校学習者用端末標準仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。（1人1台端末と周辺機器を含めて、以下「情報端末等」という。）

（3）予算上限額

端末1台あたり55,000円（消費税を含む。）

オプションを除くすべての費用を含む。上記価格を超える場合も審査対象とするが、費用に関する評価点に影響する旨、留意すること。

ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

（4）審査の方法

本企画提案は、提出された企画提案書の書類審査とヒアリングにより最優秀提案者を選定する。提案者が1者のみの場合でも、所定の審査の上決定するものとする。採点は審査基準及び審査項目採点基準に基づいて行う。

（5）契約

本企画提案は、共同調達に参加する各市町村及び県補助金の令和8年度当初予算成立を前

提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。(自治体によっては、令和7年度補正予算等の場合もある)。したがって、各議会において関係予算が可決されなかった場合は、当該市町村の契約は締結しないものとし、契約しない市町村があった場合でも、他の市町村に関しては、提案の条件での契約に応じるものとする。

また、各市町村の規程により議会承認を要する場合があります、各市町村議会において承認がされなかった場合は、当該市町村の契約は締結しないものとする。

なお、契約しなかった場合においても、提案者が本業務を実施するために支出した費用(準備行為も含む。)、提供した知見の対価等については一切保障しない。

3 企画提案書作成要領等の交付

(1) 交付期間

公告日の翌日から令和8年4月2日(木)まで

ただし、上記期間の山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

[所在地] 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 防災新館3階

[機関名] 山梨県教育委員会義務教育課

[電話番号] (055) 223-1764

(3) 事前連絡

企画提案書作成要領等の交付を希望する者は、事前に(2)の場所に連絡すること。また、電子データの交付を希望する場合はその旨を伝えること。

4 企画提案参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出期限において、山梨県及び市町村が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

(4) 企画提案書の提出期限において、山梨県及び市町村における競争入札参加資格者名簿(令和7・8年度)に登録されている者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(6) 全ての市町村との契約が可能であること。((2)(3)含め、市町村の指名停止措置及び指名停止の条件に該当していないこと。)

(7) 過去3年間に本業務と同様業務の実績を複数有していること。

(8) 事業者の本支店又は営業所などの営業拠点が山梨県内に1か所以上あること。

5 企画提案参加資格の確認

企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案資格確認申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。また、申請書の確認は申請書の提出期限をもって行うものとする。なお、提出された申請書類は返却しない。

(1) 申請書の提出は持参又は郵送によるものとする。郵送の場合は期限までに必着とすること。

(2) 申請書に次のものを添付して提出すること。

ア 会社概要等整理表（様式第2号）

イ 役員名簿（様式第3号）

ウ 誓約書（様式第4号）

エ 業務実績報告書（様式第5号）

オ 会社概要などを確認可能なパンフレット等

(3) 提出場所、郵送の場合の送付先

[郵便番号] 〒400-8504

[所在地] 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 防災新館3階

[機関名] 山梨県教育委員会義務教育課

[電話番号] (055) 223-1764

※ 郵送した場合は、上記の提出場所に必ず電話にて郵送した旨を伝えること。

(4) 提出期限

公告の日から令和8年4月8日（水） 午後5時

持参する場合は、県の休日を除く毎日、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間に提出すること。

6 企画提案参加資格確認結果の通知

企画提案参加資格確認の結果は令和8年4月13日（月）までに郵送により通知する。なお、企画提案参加資格がない旨の通知を受理した者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和8年4月17日（金）までに協議会長宛の書面（様式自由）を5（3）の場所に郵送又は持参すること。理由は書面にて回答する。

7 質問及び回答

(1) 質問方法

本企画提案実施要領、仕様書等に対して質問がある場合には、質問票（様式第6号）に日本語で記載し、電子メールにて次の宛先に送付し、その旨を電話連絡すること。なお、電話による質問は受け付けない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てない等と判断した場合には回答しないことがある。

[宛先] 山梨県教育庁義務教育課

[メールアドレス] gimukyo@pref.yamanashi.lg.jp

[件名] R8 小中学校 1 人 1 台端末導入業務に関する質問

(2) 受付期間

公告の翌日から令和 8 年 4 月 3 日（金）正午までとし、この期間を過ぎて到達した質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は随時行うものとし、令和 8 年 4 月 7 日（火）午後 5 時までに、全ての質問に対して企画提案書作成要領等の交付を希望した全員に電子メールにて回答する。回答を受領した場合には、速やかに受領した旨をメールで返信すること。

8 企画提案書の作成及び提出

企画提案書の作成にあたっては、仕様書を熟読の上、令和 8 年度山梨県公立小中学校における 1 人 1 台端末の導入業務企画提案書作成要領（以下「企画提案書作成要領」という。）に基づき、書面で作成して提出すること。

(1) 提出部数及び提出方法

企画提案書作成要領に示す書類を書面で正本 1 部、副本 10 部を提出すること。提出は持参又は郵送とし、期限を過ぎて提出された書類は受け付けない。

(2) 提出場所、郵送の場合の送付先

5（3）の場所に提出すること。また、郵送した場合は、提出場所に必ず電話にて郵送した旨を伝えること。

(3) 提出期限

公告日から令和 8 年 4 月 17 日（金）正午まで（郵送する場合も必着）

ただし、上記期間のうち、県の休日を除く毎日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間（4 月 17 日（金）においては正午まで）

9 審査及び優先交渉者の決定に関する事項

審査は、令和 8 年度山梨県公立学校における 1 人 1 台端末の導入業務委託に係る企画提案審査会（以下、「審査会」という。）において、次のとおり行う。

(1) 審査方法

- ・ 企画提案書の審査は、令和 8 年度山梨県公立小中学校における 1 人 1 台端末の導入業務審査委員会が行う。
- ・ 書面審査により優秀提案者を定める一次審査と、ヒアリングによる質疑応答内容を加えて最優秀提案者を定める二次審査を行う。
- ・ 一次審査の結果、上位 3 社を優秀提案者として選定し、二次審査の対象とする。
- ・ 参加資格を有することを確認された参加申請者が 3 社以内の場合は一次審査を省略できるものとし、参加資格を有する全ての者を優秀提案者とする。
- ・ 審査では、企画提案内容及び経費等について総合的に評価・審査を行い、採点の合計により各提案者の順位を決定する。得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

(2) ヒアリング（二次審査）

優秀提案者を対象として企画提案に係るヒアリングを次のとおり実施する。

- ・ 日時は令和8年5月1日（金）を予定し、時間及び場所等の詳細は優秀提案者に対して別途連絡する。
- ・ ヒアリング時間は25分（提案内容説明8分、質疑応答15分、準備・入退室を含む）とし、提案者による提案内容説明については、設定した時間が超過した時点で直ちに終了とする。
- ・ 企画提案の説明及び質疑への応答は、必ず本業務の責任者もしくは現場責任者（プロジェクトリーダー等）が行うこととし、会場への入室者は計3名以内とする。
- ・ 会場には投影設備（プロジェクター、モニター等）を用意する。
- ・ やむを得ない事情がある場合を除き、ヒアリングに欠席、または、遅刻した場合は、選定から除外する。
- ・ ヒアリングにおける提案内容説明等は提案済みの企画提案書を用いて行うこととし、追加資料等は受け付けない。また、企画提案書の内容以外の追加事項等は採点の対象としない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行状況等の事情により、オンラインにて審査を実施する場合がある。

（3）審査結果

- ・ 一次審査の結果は令和8年4月21日（火）までに企画提案書の提出者全員に文書で通知する。
- ・ 二次審査の結果は令和8年5月7日（木）までに優秀提案者全員に文書にて通知する。

（4）その他

- ・ 審査の結果、総得点が高い場合でも、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は優秀提案者又は最優秀提案者としないことがある。
- ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- ・ 一次審査で優秀提案者、二次審査で最優秀提案者とされなかった者は、上記の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く）以内に、書面（様式自由）により理由について説明を求めることが出来る。

10 覚書の締結

二次審査の結果、最優秀提案者となった者を優先交渉権者とし、市町村の情報端末等の契約相手候補として、提案内容について協議・調整の上、見積書徴収後、予定価格の範囲内であることが確認できた場合に覚書を締結する。

優先交渉権者との協議が整わず覚書締結が見込めないとき、又は優先交渉権者が覚書締結までの間に「4 企画提案参加資格」に掲げた要件のうち一つでも満たさなくなった場合は、次点の提案者と覚書締結に向けた協議を行う。

11 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

ア 企画提案に参加する資格のない者

イ 申請書、企画提案書、その他本企画提案に関連して、提出された書面に虚偽の記載をし

た者

ウ 2件以上の企画提案をした者

1 2 その他

- (1) 申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する者は、企画提案不参加表明書（様式第8号）を企画提案書の提出期限までに5（3）の場所に提出すること。なお、企画提案書の提出の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはない。
- (2) 応募資格を有しない者の企画提案書は受理しない。また、記載内容に不備がある企画提案書等、不適切と判断される企画提案書は受理しないことがある。
- (3) 企画提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書類等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書の再提出、修正、追加又は撤回をすることはできない。
- (6) 本企画提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。企画提案実施要領、仕様書等、本県が交付する資料については、本提案以外の目的で使用してはならない。また、仕様書（別紙を含む）については、複写及び第三者への開示・提供等を行ってはならない。
- (7) 契約締結後、企画提案書に記した予定担当者等を変更する場合は、変更前の担当者と同様以上の資格、業務従事経験等を有することを証明する書類を添付して、事前に契約者である市町村に届け出て、承認を得ること。